

生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD-COP16）等の結果概要

1. 会議に関する基礎情報

○生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD-COP16）/カルタヘナ議定書第 11 回締約国会合（CP-MOP11）/名古屋議定書第 5 回締約国会合（NP-MOP5）

日時：2024 年 10 月 21 日（月）～11 月 1 日（金）（翌 2 日朝）（現地時間※以下同じ）

場所：コロンビア共和国・カリ

※開催国によるオープニングセレモニーが 10 月 20 日（日）に開催された

○公式プレスブリーフ（生物多様性条約事務局・英語）

<https://www.cbd.int/conferences/2024/information/press-conferences>

○オンライン配信（生物多様性条約事務局・英語）

<https://webtv.un.org/en/search/categories/meetings-events/conferences/un-biodiversity-conference>

<概要>

- ・参加人数は 13,000 名超。生物多様性条約締約国会議としては過去最大規模。
- ・日本政府代表団として、環境省、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、水産庁の関係者が参加。ハイレベルセグメントには松澤裕・環境省地球環境審議官が出席した。
- ・本会合では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI: Digital Sequence Information）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズム、先住民及び地域社会の参画に関する生物多様性条約第 8 条（j）項補助機関会合の設立、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の進捗を測るモニタリング（指標を含む）やレビューの仕組みなどが議論された。
- ・環境省は、生物多様性国家戦略の見直しと実施の概要、いわゆる「30by30 ターゲット」の達成に向けた自然共生サイト等の取組、G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE: G7 Alliance on Nature Positive Economies）、SATOYAMA イニシアティブ、マングース撲滅などの外来種対策、アジア保護地域パートナーシップ（APAP）、渡り鳥のフライウェイ保全のための協力などの日本の取組を、会合における発言、サイドイベントの開催や登壇、ブース出展などにより発信した。

2. 会合の結果等について

<オープニングセレモニー（10 月 20 日（日））>

- ・10 月 20 日（日）16:00-18:30、COP16 のホスト国であるコロンビア政府の主催によりオープニングセレモニーが開催された。
- ・セレモニー冒頭、グスタボ・ペドロ コロンビア共和国大統領、アントニオ・グテーレス 国連事務総長、スサナ・ムハマド コロンビア環境・持続可能な開発大臣、COP15 議長で

ある黄潤秋(ホアン・ルンチウ)中国生態環境部長、コロンビアの先住民族の首長などから挨拶があったほか、コロンビアの伝統芸能などのステージイベントが行われた。

< CBD-COP16、CP-MOP11、NP-MOP5 (10月21日(月)～11月1日(金) (翌2日朝)) >

初日である21日(月)冒頭に全体会合が行われ、生物多様性条約 COP16 等 (COP16、CP-MOP11、NP-MOP5) が正式に開会した。開会式においては、アストリッド・ショーメイカー 生物多様性条約事務局長より、日本を含む抛出国に対し、本会合への途上国参加者等の旅費支援について謝意が述べられた。

開会全体会合では、COP15 議長国である中国から COP16 議長国であるコロンビアに議長が交代した。

COP16 等における主な結果の概要は以下のとおり。なお、議題7(事務局予算)、議題10(GBF 指標・レビューメカニズム)、議題11(資源動員)等については、最終日の翌朝、定足数を満たさないなどの理由から審議が中断となり、合意に至らなかった。再開会合の開催等については今のところ情報はない。

○今後の締約国会議の開催日程及び開催地(議題5)

次回の生物多様性条約第17回締約国会議(COP17)等は、2026年第4四半期に、アルメニア共和国のエレバンで開催されることが合意された。

○GBF に則った国内ターゲット設定と生物多様性国家戦略の改定の進捗(議題8)

COP15 の決定に基づき、COP16 までに生物多様性国家戦略(NBSAP: National Biodiversity Strategy and Action Plan)又は国別目標の更新を締約国が求められているところ、11月1日(金)時点で、NBSAP を提出した国数は43か国、国別目標を提出した国数は119か国となった(いずれも日本は提出済み)。

○ 遺伝資源のデジタル配列情報の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズム(議題9)

COP15 で設立が決定された遺伝資源に関するデジタル配列情報(DSI)の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムに関し、DSI から利益を得る業界のDSI使用者が、利益などの一部をグローバル基金(カリ基金)に拠出することを締約国が促すことや、それを生物多様性条約の目的のために使うこと等が決定された。拠出率や対象企業規模の目安は次回COP17までの期間に更に検討される予定。

○ 計画、モニタリング、報告及びレビューのためのメカニズム(議題10)

COP15 で採択された、生物多様性保全に関する世界枠組みであるGBFの実施をモニタリングする枠組み(指標を含む)並びにCOP17及びCOP19で実施が予定されるグローバルレビューの仕組みが議論された。GBFの進捗状況のモニタリング(指標を含む)、実施に関するレビューなどの具体的な仕組みや今後の進め方についてはほぼ共通理解が醸成されたものの、会議自体が中断されたことから、合意には至らなかった。

○ 資源動員及び資金メカニズム（議題 11）

GBF 実施に必要な資金を動員するためのガイダンスとして、資源動員戦略フェーズ II（2025-2030）等が議論された。生物多様性に特化した新基金の設立をアフリカ諸国が求めるなど、依然各国間の意見の隔たりは大きく、会議自体が中断されたこともあり合意には至らなかった。

○ 能力構築、科学技術協力、知識管理及びコミュニケーション（議題 12）

生物多様性条約の目的及び GBF の実施のため、グローバルコーディネーション機関（Global Coordination Entity）を生物多様性条約事務局が担うこと、能力構築のための長期戦略フレームワークを GBF のモニタリングプロセスと連動して実施することなどが決定された。また、グローバルコーディネーション機関や地域支援センターが実施する、具体的なサポート内容等が決定された。

○ 先住民及び地域社会の参画に関する条約 8 条（j）項関連規定の実施（議題 14）

先住民及び地域社会の生物多様性保全への参画を強化・確保するため、条約第 8 条（j）項に関する常設補助機関の設置が決定された。また、条約第 8 条（j）項関連規定及び GBF の実施のための新たな作業計画等が採択された。

○ コミュニケーション、教育、普及啓発（議題 15）/ セクター内及びセクター間の生物多様性の主流化（議題 17）

各国のコミュニケーション、教育及び普及啓発に関する作業計画について議論が行われた。GBF と整合した取組を促すことを狙いとした行動計画案が、附属文書（Annex）として採択された。

主流化（mainstreaming）に関しては、2050 年ビジョンを達成するためには生物多様性の主流化が不可欠であるという認識の下、次回の COP17 に向けたセクター内及びセクター横断での成功事例の共有といった今後のアプローチが決定された。

○ 条約の作業計画への示唆を含む GBF 実施支援のための科学技術的ニーズ（議題 16）

GBF 実施に向けた科学技術面でのニーズについては、新たに追加すべき作業分野（programme of work）が検討された。議論の結果、①空間計画、②汚染、③持続可能な活動・製品・サービス、④公平と人権ベースのアプローチ及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、⑤異なる価値システムの 5 つを、優先すべき作業分野とすることが合意された。

また、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）」における評価を要請する新規アセスメントの分野についても検討が行われた。議論の結果、①汚染と生物多様性、②都市と生物多様性、③生物多様性と貧困、④生物多様性と気候変動の 4 つの分野について合意が得られた。あわせて、IPBES に対しては、IPBES

の作業における人権に基づくアプローチについて普及啓発・包含を招請することが合意された。

○侵略的外来種（議題 21）

IPBES より公表された、「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」の成果を歓迎し、導入経路別の管理方法を含む、侵略的外来種管理に関する追加的アドバイスと技術ガイダンス等、6つの任意ガイダンスが附属書として承認された。

また、環境省が生物多様性日本基金を通じて支援した、侵略的外来種に関するツールキットの更新作業に関して、謝意が示された。

○生物多様性と気候変動（議題 25）

GBF のターゲット 8（気候変動対策）及びターゲット 11（自然の調節機能の活用）等の達成に向けた取組を行う際に、生物多様性の取組と気候変動対策の潜在的なシナジーを特定し最大化することや、気候変動枠組条約との協力の推進を強調することなどを盛り込んだ決定文書が採択された。

<その他の決定>

上記の他、持続可能な野生生物管理、海洋・沿岸及び島嶼の生物多様性、生物多様性と健康、植物保全、合成生物学並びに条約及び議定書に基づくプロセスの有効性レビュー等の議題について決定文書が採択された。

<カルタヘナ議定書 COP-MOP11 の主な決定>

バイオセーフティに関する情報交換センター（BCH：Biosafety Clearing-House）に関する運営・活動、リスク評価・リスク管理、遺伝子組換え生物（LMO）の検出と識別、社会経済上の配慮、名古屋・クアラルンプール補足議定書の責任と補償等に関して議論・合意された。

<名古屋議定書 COP-MOP 5 の主な決定>

能力構築・開発及び普及啓発の支援措置（第 21 条・第 22 条）、アクセス及び利益配分に関する情報交換センター（ABS-CH）及び情報共有（第 14 条）等に関して議論・合意された。

3. 閣僚級交渉等

29 日（火）、30 日（水）にハイレベル会合が開催され、日本政府からは松澤裕・環境省地球環境審議官が代表団長として参加。29 日（火）に閣僚級ダイアログで発言するとともに、30 日（水）午前のセッションで日本の NBSAP の改定及び実施に向けた取組に関するステートメントを行った。

4. サイドイベント等

日本政府は 4 件のサイドイベントの主催等を行い、更に 30 件以上のイベントに登壇した。

- その中でも、28日（月）に開催した「ビジネスチャンスの共有 -G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス」においては、昨年設立したG7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE：G7 Alliance on Nature Positive Economies）に加盟しているG7企業の具体的な活動や提供しているソリューション等に関する紹介が行われた。
- 29日（火）に開催した、「侵略的外来種への全社会的取組」をテーマとしたサイドイベントにおいては、COP16における議論の深化やGBF達成への貢献などのほか、侵略的外来種（IAS：Invasive Alien Species）対策に関するセクター横断的な協力のあり方について議論を行った。
- 能力開発フォーラム等の生物多様性条約事務局による公式イベントの場を通じ、日本のNBSAPの改定や生物多様性日本基金で支援してきたNBSAPの改定、本年1月に国連大学（東京）において開催したNBSAPダイアログ、生物多様性日本基金を通じた途上国に対する支援等の活動から得られた経験などについて発表し、参加者から非常に高い関心を得た。
- ADB（アジア開発銀行：Asian Development Bank）とも連携し、渡り鳥の地域フライウェイイニシアティブ（RFI：Regional Flyway Initiative）に関するサイドイベントを開催し、日本の取組について発信を行った。
- 会場内においてブース展示を行い、ネイチャーポジティブ経済移行戦略や外来種対策の取組について紹介し、開催期間を通して多くの来場客が訪れた。

5. その他

○自然と共にある平和のための世界連盟宣言

コロンビア政府は、ハイレベルセグメントの初日に当たる10月29日（火）に、COP16議長国として「自然と共にある平和のための世界連盟宣言（DECLARATION OF THE WORLD COALITION FOR PEACE WITH NATURE: A CALL FOR LIFE）」を発表した。本宣言は、環境課題に対処しつつ、自然と共にある平和を実現するために、人間と自然の関係性を変えていくことなどを内容とするものであり、カナダ、ドイツ等を含む計26か国のほか、国連開発計画（UNDP）等の国際機関及びWWF International等のNGOが参加している。なお、COP16最終日（11月1日（金））時点で日本を含むアジア太平洋地域各国からの参加表明はない。COP16は、「Peace with Nature（自然と共にある平和）」をテーマに掲げており、本宣言はCOPのテーマに基づく、議長国コロンビア政府の取組の一環として発表されたもの。締約国会議における決議文書や閣僚級会合における共同宣言といった性格のものではなく、内容も各参加国の立場を反映したものとはなっていない。

6. その他の関連会合等

○生物多様性条約第5回実施補助機関会合（SBI5）の開催結果（参考）

COP16に先立ち、10月16日（水）～10月18日（金）に生物多様性条約第5回実施補助機関会合（SBI5）が開催された。結果概要は以下のとおり。

- ・COP15 第2部において、GBF のレビューメカニズムとして、多面的なアプローチが採択された。そのアプローチの1つとして、SBI5 会合において、NBSAP に関するグローバルレビュー及び公開フォーラムが試行された。
- ・今回実施されたグローバルレビューの結果によれば、10月18日（金）時点で、日本を含む31か国がNBSAPを提出し、国別目標は103か国が提出（注：11月1日（金）に更新があり、43か国がNBSAPを、119か国が国別目標を提出。）。なお、これにより、GBF の採択前に提出されたものを含め、生物多様性条約の全ての締約国（196の国と地域）がNBSAPを提出したこととなった。
- ・SBI5 においては、今回試行された公開フォーラムの位置づけ等を含め議論が行われたが、時間の制約等から締約国間で十分な合意が得られない部分が残された。そのため、SBI5 の決議案には未合意部分にブラケット（括弧）が付された状態でCOP16に提出され、議論が継続されることとなった。
- ・閉会式では、ショーメイカー生物多様性条約事務局長より、日本を含む拠出国に対し、本会合への途上国参加者等の旅費支援について謝意が述べられた。

○プラスチック汚染に関する閣僚プロセス

COP16 のハイレベルセグメント2日目にあたる10月30日（水）、グテーレス国連事務総長、アンダーセン UNEP 事務局長、バジヤス プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）議長ら出席の下、プラスチック汚染に関する閣僚朝食会が開催され、プラスチック汚染の深刻さに触れつつ、11月下旬に韓国・釜山にて開催されるプラスチック汚染に関する第5回政府間交渉委員会（INC5）での条文案合意に向けた討論が行われた。日本からは、INC 議長をサポートすること、各国の違いを踏まえつつも共通の目標に向かって取組を強化していくことの重要性等を述べた。

これに先立ち、10月28日（月）には、カナダ、コロンビア共和国、ドミニカ共和国、ドイツ及びガーナ共和国の各国政府共催の閣僚会合が開催され、主要論点であるプラスチックの持続可能な生産・消費、プラスチックのライフサイクル各段階を通じた取組、資金等支援のあり方等が分科会形式で議論された。本会合においては、松澤裕・環境省地球環境審議官が共同議長を務めるなど、日本政府も積極的に議論に貢献した。